

女性向け創業者研修

7月11日・18日、8月1日・8日・22日の土曜日9:00～12:30。全5回
市役所
経営・財務などの創業に必要な知識習得、計画書の作成アドバイス。最終日午後交流会
創業を考えている女性、創業間もない女性
定員20人 料5,000円
申し込み方法など詳しくは、HP「千葉市 女性向け創業者研修」で検索
産業支援課 ☎245-5292 ☎245-5590

創業スクール

7月11日～8月1日の土曜日10:00～16:00。全4回
幕張テクノガーデン（美浜区中瀬1-3）
中小企業診断士による創業計画書の作成サポート、創業経験者の体験談など。後日個別相談あり（希望者のみ）
創業を考えている方、創業間もない方
定員40人
6月12日（金）12:00までに県信用保証協会HPから
同協会 ☎239-3281 ☎239-3292

子どもの居場所サポーター養成講座

7月12日（日）9:15～12:45
市役所
子どもたちから信頼され、安全・安心な見守りができる市民ボランティアの養成
18歳以上の方 先着40人程度
講義修了後に個別の現場体験（子どもたちの森公園（若葉区源町）、きぼーる・子ども交流館など）を予定。修了証を発行
Eメールで☎を明記して、子ども企画課 ☎kowaka-shien@city.chiba.lg.jpへ。☎245-5673、☎245-5547（Eメールアドレスも明記）も可

介護支援ボランティア登録研修会

7月14日（火）10:00～11:00
市役所
市内在住の65歳以上の方
定員30人程度
前記日程以外にも、市役所で介護支援ボランティア登録研修会を随時開催。詳しくは、HP「千葉市 介護支援ボランティア」で検索
6月26日（金）までにEメールで☎を明記して、介護保険管理課 ☎kaigohokenkanri.HWS@city.chiba.lg.jpへ。③（6月26日消印有効）、☎245-5623も可。郵送先＝〒260-8722千葉市役所介護保険管理課
同課 ☎245-5206 ☎前記

谷津田の自然体験教室「ホテルの数を調査」

7月14日（火）18:30～20:30。雨天の場合、21日（火）に延期
大草谷津田いきもの里
小学3年生以上の方（小学生は保護者同伴）
定員15人
集合・解散＝大草谷津田いきもの里入り口広場。帽子・長袖・長ズボン・長靴を着用。
7月1日（火）までに、電子申請で、☎kankyohozen.ENP@city.chiba.lg.jpも可（☎のほか、参加者全員の

氏名・フリガナを明記）
環境保全課 ☎245-5195 ☎245-5557

稲毛ヨットハーバーの教室

- ①SUP（スタンドアップパドル）教室
7月18日（土）・25日（土）9:30～11:30、13:00～15:00
小学4～6年生と保護者
各5組10人
1人3,000円
②海にでようヨット体験会
7月26日（日）9:30～12:00、13:00～15:30
小学生以上の方。小学生は保護者同乗
各10人
1人1,500円
③監視艇「潮風」体験乗船会
7月27日～8月10日の月曜日13:30～15:00
小学生と保護者
各4人
1人600円

荒天中止。詳しくは、市スポーツ協会HP
6月15日（月）～24日（火）必着。⑥（1教室1通①②2人・③4人まで。⑦のほか、希望日時、申込者全員の☎を明記）。郵送先＝〒261-0012美浜区磯辺2-8-1稲毛ヨットハーバー。前記HPからも可
同施設 ☎279-1160 ☎279-1575。火曜日（祝・休日の場合は翌日）休館



相談

人権擁護委員による人権相談

6月1日は人権擁護委員の日です。差別待遇・名誉毀損・いやがらせ・いじめなどで困っているときはご相談ください。
特設人権相談（面談）
①6月2日（火）10:00～15:00、②毎週火曜日10:00～15:00
①緑区役所5-1会議室、②市役所1階市民相談室4-6
当日直接会場へ
常設人権相談（電話）
平日8:30～17:15
人権相談ダイヤル ☎0570-003-110へ
千葉地方務局人権擁護課 ☎302-1319、男女共同参画課 ☎245-5060 ☎245-5592

生涯現役応援センター&シルバー人材センター出張相談会

6月3日（水）＝イコアス千城台1階フードコート、8日（月）・24日（水）＝イオンマリニピア店4階フードコート側エスカレーター前、11日（木）・29日（月）＝イオンスタイル鎌取3階イベントスペース、15日（月）＝花見川区役所1階ロビー、18日（木）＝市役所1階イベントスペース、22日（月）＝アリオ蘇我1階サンコートエスカレーター前。いずれも、10:00～16:00

就労・ボランティアなど、何かを始めたいシニアの相談窓口
当日直接会場へ
生涯現役応援センター ☎256-4510 ☎256-4507

不妊専門相談

電話相談 ☎090-6307-1122
6月4日～18日の木曜日15:30～20:00（最終受け付け19:30）
助産師による相談
不妊や不育症のほか、性に関することでお悩みの方
面接相談
6月17日（水）14:15～16:30、25日（木）17:45～20:00
市役所
医師と助産師による相談
不妊や不育症でお悩みの方
先着3人
電話で、健康支援課 ☎238-9925。電子申請も可
同課 ☎前記 ☎238-9946

くらしとすまいの特設相談

6月10日（水）10:00～15:00
市役所
相続・遺言、登記、税、不動産取引、建築・リフォーム、土地の境界
各相談先着8人
1人30分。電話相談不可
電話で、広報広聴課 ☎245-5609-5298
同課 ☎前記 ☎245-5796

消費生活センターの多重債務者特別相談

6月11日（木）・25日（木）13:00～16:00
弁護士による相談
各先着6人
1人30分程度。相談には債務者本人が来所。家族同伴も可。電話相談不可
電話で、消費生活センター ☎207-3000
同センター ☎前記 ☎207-3111

マンションライフサイクルシミュレーション相談会

6月11日（木）13:30～15:30
市役所
大規模修繕工事費の目安、修繕積立金の増額の必要性などの相談。相談員＝住宅金融支援機構の職員
マンション管理組合 先着2組
6月5日（金）必着。電子申請で。申請書（住宅政策課で配布。HP（「マンションライフサイクルシミュレーション相談会」で検索）から印刷も可）を持参、郵送、☎jutakuseisaku.URC@city.chiba.lg.jpも可。郵送先＝〒260-8722千葉市役所住宅政策課
同課 ☎245-5809 ☎245-5887

分譲マンション相談・アドバイザー派遣

6月11日（木）＝大規模修繕・維持管理・建て替えに関する相談、②18日（木）＝法律相談など。いずれも、13:30～16:30
市役所 各先着3組
相談結果により、現地で助言するアドバイザーの派遣も可
前週金曜日までに電話で、すまいのコンシェルジュ ☎301-6278。☎301-6279も可（☎を明記）

こころの健康センターの相談

①一般相談＝6月17日（水）10:00～12:00。②アルコール・薬物依存相談

＝6月17日（水）14:00～16:00、7月1日（水）13:30～15:30。③ギャンブル相談＝6月24日（水）13:00～16:00。④思春期相談＝6月25日（木）15:30～17:30、7月3日（金）10:00～12:00⑤高齢者相談＝6月30日（火）14:00～16:00。
①②④⑤専門医、③司法書士による相談
本人または家族
①～③⑤3人、④2人
電話で、こころの健康センター ☎204-1582
同センター ☎前記 ☎204-1584

外国人のための法律相談

①6月22日（月）17:00～20:00、②7月6日（月）13:00～16:00
国際交流協会
弁護士による法律相談
各先着4人
通訳希望者は要事前相談
①6月15日（月）・②29日（月）までに電話で、国際交流協会 ☎306-1034
同協会 ☎前記 ☎306-1042。日曜日、祝・休日休業

助産師による女性のための健康相談

①6月23日（火）＝稲毛区、②29日（月）＝中央区、③30日（水）＝若葉区。①②10:00～12:00、③13:30～15:30
保健福祉センター
思春期から更年期・妊娠（望まない妊娠も含む）・出産など、女性の体や健康についての相談
女性
電話で、各センター健康課・中央 ☎221-2581、稲毛 ☎284-6493、若葉 ☎233-8191
健康支援課 ☎238-9925 ☎238-9946

弁護士による養育費相談

6月25日（木）＝美浜保健福祉センター、30日（火）＝緑保健福祉センター。いずれも、13:30～16:30
離婚に伴う養育費など
市内在住のひとり親家庭の方、離婚を考えている方（子どもがいる方に限る）
各3人
1人50分程度
6月12日（金）必着。電話で、子ども家庭支援課 ☎245-5179。☎kateishien.CFC@city.chiba.lg.jp・③も可（☎を明記）。郵送先＝〒260-8722千葉市役所子ども家庭支援課
同課 ☎前記 ☎245-5631

若者からだサポート相談

6月25日（木）15:30～20:00（最終受け付け19:30）
助産師による電話相談
相談番号 ☎090-6307-1122
10～20代で、身体や心の変化、月経不順などの不調、性に関する悩みなどを相談したい方
健康支援課 ☎238-9925 ☎238-9946

特設法律相談

6月27日（土）13:00～16:00
市役所
弁護士による相続・遺言、離婚、交通事故など法律問題全般の相談
12人
1人30分。裁判所で訴訟・調停中のもの、電話相談は不可
6月18日（木）までに電子申請で。広報広聴課へ ☎245-5609-5298も可
同課 ☎前記 ☎245-5796